

令和4年度 神戸市の給与・定員管理等について

目次

1 総括	2
(1) 人件費の状況（普通会計決算）	2
(2) 給与費の状況（普通会計決算）	2
(3) ラスパイレス指数の状況（令和4年4月1日現在）	3
(4) 給与改定の状況	3
(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について	4
2 職員の平均給与月額、初任給等の状況（令和4年4月1日現在）	5
(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	5
(2) 職員の初任給の状況	6
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	6
3 一般行政職の級別職員数等の状況（令和4年4月1日現在）	7
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況	7
(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）	8
(3) 昇給への人事評価の活用状況	8
4 職員の手当の状況（令和4年4月1日現在）	9
(1) 期末手当・勤勉手当	9
(2) 退職手当	9
(3) 地域手当	10
(4) 特殊勤務手当	10
(5) 時間外勤務手当	12
(6) その他の手当	12
5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）	14
6 職員数の状況	15
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由	15
(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）	16
(3) 職員数の推移	16
7 公営企業職員の状況	17
(1) 水道事業（水道局）	17
(2) 工業用水道事業（水道局）	22
(3) 自動車事業（交通局）	26
(4) 高速鉄道事業（交通局）	31

給与決定のしくみ

市の一般職員の給与は、人事委員会が、市内にある民間企業の従業員の給与を調査し、その結果に基づいて行う勧告を基本に、国やほかの地方公共団体の給与などを考慮しながら決まります。最終的には、市民の代表で構成する市会の議決を経て条例で定めています。

給与や報酬の削減

市では、震災以後の危機的な財政状況に対応するため、平成15年度から平成17年度の3年間、市長20％・助役（副市長）15％をはじめとして、局部長級8％・課長級6％・その他の職員で4％という全職員を対象とした給与削減等を行い、平成18年度以降も、市長や副市長などの給料（市長20％、副市長15％）・期末手当（市長30％、副市長15％）、局部長級の管理職手当（局長級15％、部長級10％）の削減を実施し、人件費の抑制に努めてきました。

また、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、地方交付税削減の影響に伴う市民サービスの低下を回避するため、市長や副市長などの給与・期末手当のさらなる削減や全職員を対象とした給与削減を実施しました。

令和4年4月1日現在、市長、副市長について給料（市長20％、副市長15％）・期末手当（市長30％、副市長15％）・退職手当（市長40％、副市長20％）の削減を実施しています。

給与制度の見直し

給与体系については、平成19年度に給与構造を見直し、年功序列を重視したものから、職務・職責を重視するものに移行し、勤務成績をより給与に反映するための制度へ変更する取り組みも進めてきました。

また、平成27年4月1日から平成30年4月1日にかけては、「世代間の給与配分の見直し」及び「職務や勤務実績に応じた給与配分」の観点から、見直しを行いました。

さらに、令和3年4月1日からは「職員が能力を最大限に発揮できる環境づくり」と「これからの市政を担う将来有望な人材の確保」を目指して、頑張っている職員が真に報われる人事・給与制度改革を行い、より一層職務・職責を反映した給与体系の再構築に取り組んでいます。

職員数削減の取り組み

市は、震災後、行財政改善に取り組むため、平成7年12月に「行財政改善緊急3カ年計画」を策定し、その後も、平成11年度からは「新たな行財政改善の取組み」、平成16年度からは「行政経営方針」、平成23年度からは「行財政改革2015」、平成28年度からは「行財政改革2020」に基づき、効率的かつ適正な職員配置、組織体制の構築を行い、令和2年度までに外郭団体への派遣職員も含めた職員総定数7,719人の削減に取り組んできました。

令和3年度からは、令和7年度までを計画期間とする「行財政改革方針2025」を策定し、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足という社会情勢を踏まえ、機動的に環境変化に対応できるスリムな組織・職員体制を構築していくこととし、職員数750人削減という数値目標のもと、取り組みを進めています。

1 総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) 令和2年度の人件費率
令和3年度	人 1,517,627	千円 963,657,618	千円 1,036,532	千円 184,453,551	% 19.1	% 17.8

- (注) 1 人件費とは、一般職員に支給される給料や各種手当のほか、市長や議員などの特別職に支給される報酬、共済組合に対する負担金、社会保険料の負担金などを含む広い範囲の費用の合計です。
- 2 普通会計とは、地方公共団体間の財政規模やその状況などが相互に比較できるよう、国が設けた全国統一的な会計区分です。

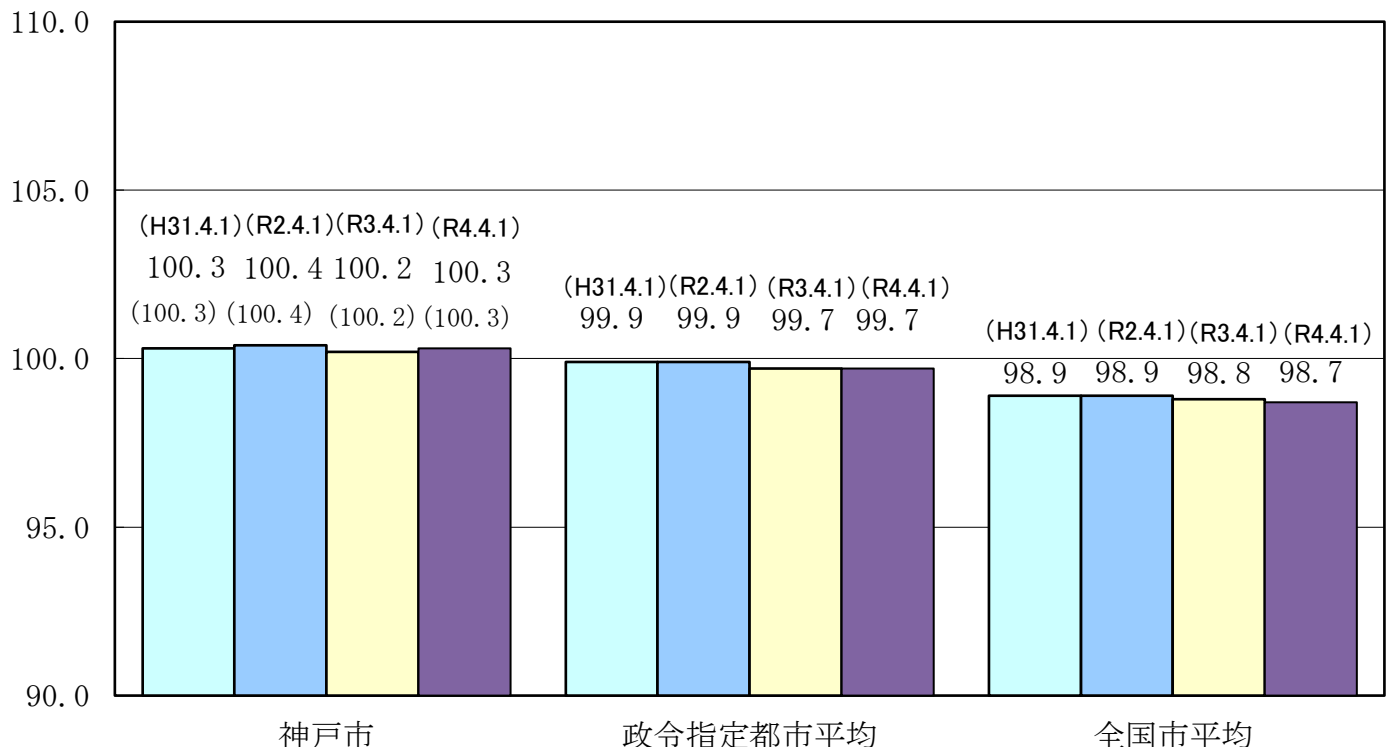
(2)給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B／A	
令和3年度	人 18,900	千円 76,241,660	千円 24,333,826	千円 32,047,218	千円 132,622,704	千円 7,017	千円 6,639

- (注) 1 給与費とは、一般職員の給与総額から退職手当を除いたもので、給料や扶養・住居・通勤などの手当、民間企業のボーナスにあたる期末・勤勉手当などの合計です。
- 2 職員数については令和3年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員(短時間勤務)）及び会計年度任用職員を含んでいません。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

(3)ラスパイレス指数の状況(令和4年4月1日現在)

本市のラスパイレス指数は100.3で、20政令指定都市中9番目です。



(注) ラスパイレス指数とは、全地方公表団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
() 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数です。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出しています。)

※ 職員の給与は、民間事業の従事者等の給与を考慮して定めなければならないものとされており、本市においても、人事委員会による民間企業の実態調査に基づき、適正な水準となるよう決定されています。

(4)給与改定の状況

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和4年度	397,429 円	396,576 円	853 円 (0.22%)	0.22 %	0.22 %	0.3 %

(注) A「民間給与」、B「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和4年度	4.40 月	4.30 月	0.10 月	0.10 月	4.40 月	4.40 月

(注) 「民間の支給割合」は人事委員会調査における民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

- (給料表の改定実施時期) 平成27年４月１日
- (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％の引下げを行いました。若年層に適用される給料月額は据え置き、高齢層に適用される給料月額は最大４％の引下げとし、激変緩和のため、３年間（平成30年３月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

- (支給割合) 国基準12%に対し、神戸市においても12%を支給。
- (実施時期) 平成27年４月１日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年４月１日時点は10％、給与改定後は平成27年４月に遡及し10.5％、平成28年４月１日から12％を支給。

(参考)

	各年度の支給割合			
	平成26年度	平成27年度		平成28年度以降
		４月１日時点	遡及改定後	
国基準による 支給割合	10%	10%	10.5%	12%
神戸市の 支給割合	10%	10%	10.5%	12%

③その他の見直し内容

- 単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況(令和4年4月1日現在)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (P6注1)

①一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額 (P6注2)	平均給与月額 (P6注3)	平均給与月額 (国比較ベース) (P6注3)
神戸市	42.7 歳	327,583 円	457,320 円	395,410 円
兵庫県	43.3 歳	324,900 円	422,219 円	377,354 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
政令指定都市平均	41.8 歳	318,310 円	431,588 円	378,248 円

②技能労務職

区 分	平 均 年 齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
神戸市	51.3 歳	1,760 人	331,261 円	420,367 円	390,044 円
うち清掃職員	50.5 歳	712 人	329,533 円	426,788 円	389,927 円
うち用務員	54.2 歳	349 人	338,332 円	409,363 円	395,232 円
うち学校給食員	48.3 歳	248 人	315,673 円	382,235 円	372,319 円
うち自動車運転手	54.1 歳	78 人	338,494 円	444,132 円	398,092 円
うち守衛	53.7 歳	12 人	350,361 円	467,511 円	401,000 円
兵庫県	56.8 歳	334 人	335,200 円	401,571 円	368,123 円
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	—	328,416 円
政令指定都市平均	51.3 歳	943 人	312,022 円	391,620 円	364,510 円

(参考) 民間給与等との比較

総務省通知「「地方公共団体における職員給与等の公表について」の一部改正について」(平成19年9月7日付け総行給第78号)に基づき、定められた様式により、本市職員のデータを総務省提供の民間の公表データと比較したものです。

民間 ※1, 2			参考			
対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース		
				神戸市 (C)	民間 (D)	C/D
廃棄物処理業従業員	47.0 歳	306,000 円	1.39	6,773,351 円	4,266,500 円	1.59
他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1 歳	236,600 円	1.73	6,593,061 円	3,187,900 円	2.07
飲食物調理従事者	43.0 歳	267,000 円	1.43	6,125,816 円	3,525,000 円	1.74
乗用自動車運転者(タクシー運転者を除く)	55.6 歳	247,300 円	1.80	6,943,980 円	3,308,200 円	2.10
警備員	51.9 歳	258,500 円	1.81	7,407,529 円	3,520,600 円	2.10

- ※1 民間企業の従業員の状況は、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査(賃金センサス)」の民間企業における平成31年～令和3年の3ヶ年平均です。廃棄物処理業、他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者(用務員)については全国、飲食物調理従事者、乗用自動車運転者(タクシー運転者を除く)、警備員については兵庫県内の民間企業のデータです。
- ※2 データに関しては、本市の職員については正規職員のみであるのに対し、民間企業の従業員については正規以外の職員を含んでいるなど、職種、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではありません。
- ※3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等学校教育職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
神戸市	44.5 歳	362,561 円	449,265 円
兵庫県	45.0 歳	367,600 円	441,587 円
政令指定都市平均	43.8 歳	359,660 円	436,567 円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
神戸市	40.7 歳	349,540 円	430,331 円
兵庫県	41.3 歳	355,500 円	415,377 円
政令指定都市平均	40.6 歳	342,210 円	411,286 円

- (注) 1 一般行政職、技能労務職などの区分(職種名)は、国が全国統一的に定めたルール(地方公務員給与実態調査の調査要領)に基づいて、分類しています。技能労務職の内訳は、地方公務員給与実態調査において職種別の調査対象となっている職種について掲載しています。
- 2 「平均給料月額」とは、基本給(給料表における給料月額)の平均月額です。
- 3 「平均給与月額」とは、「平均給料月額」と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の平均月額を合計したものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況

区 分		神 戸 市	兵 庫 県	国	
一般行政職	大 学 卒	184,600 円	188,700 円	総合職	186,700 円
				一般職	182,200 円
	高 校 卒	152,500 円	154,900 円	150,600 円	
技能労務職	高 校 卒	151,000 円	151,600 円	－	
	中 学 卒	140,400 円	－	－	
高等学校教育職	大 学 卒	206,200 円	210,800 円	－	
幼稚園教育職	大 学 卒	197,500 円	210,800 円	－	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区 分		経験年数 1 0 年	経験年数 2 0 年	経験年数 2 5 年	経験年数 3 0 年
一般行政職	大 学 卒	271,501 円	355,670 円	393,348 円	414,276 円
	高 校 卒	221,150 円	305,538 円	346,411 円	381,532 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	288,012 円	312,618 円	334,402 円
	中 学 卒	－ 円	275,300 円	327,600 円	337,057 円
高等学校教育職	大 学 卒	321,935 円	401,666 円	428,498 円	441,628 円
小・中学校 (幼稚園) 教育職	大 学 卒	314,400 円	394,055 円	415,474 円	427,671 円

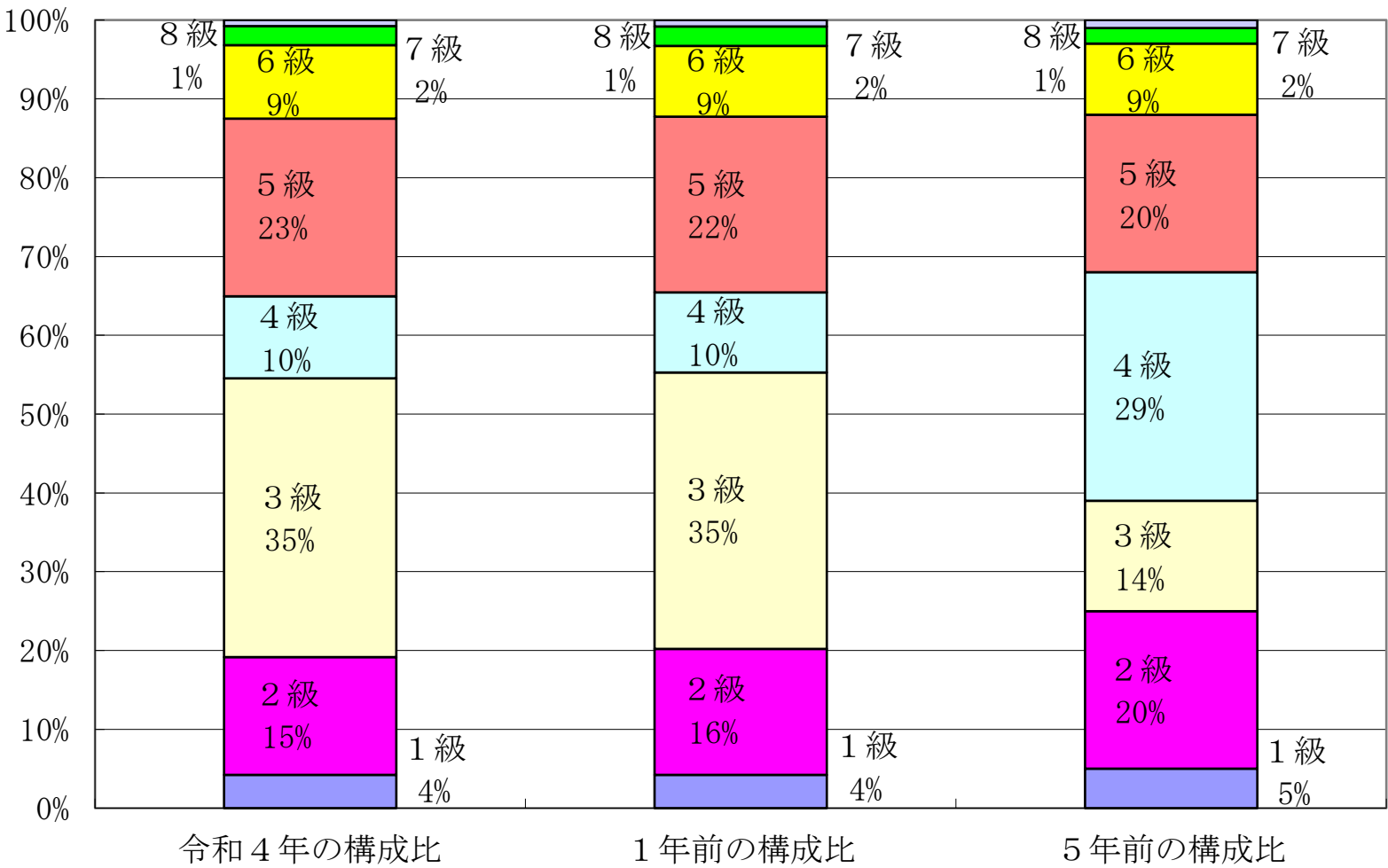
3 一般行政職の級別職員数等の状況（令和4年4月1日現在）

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

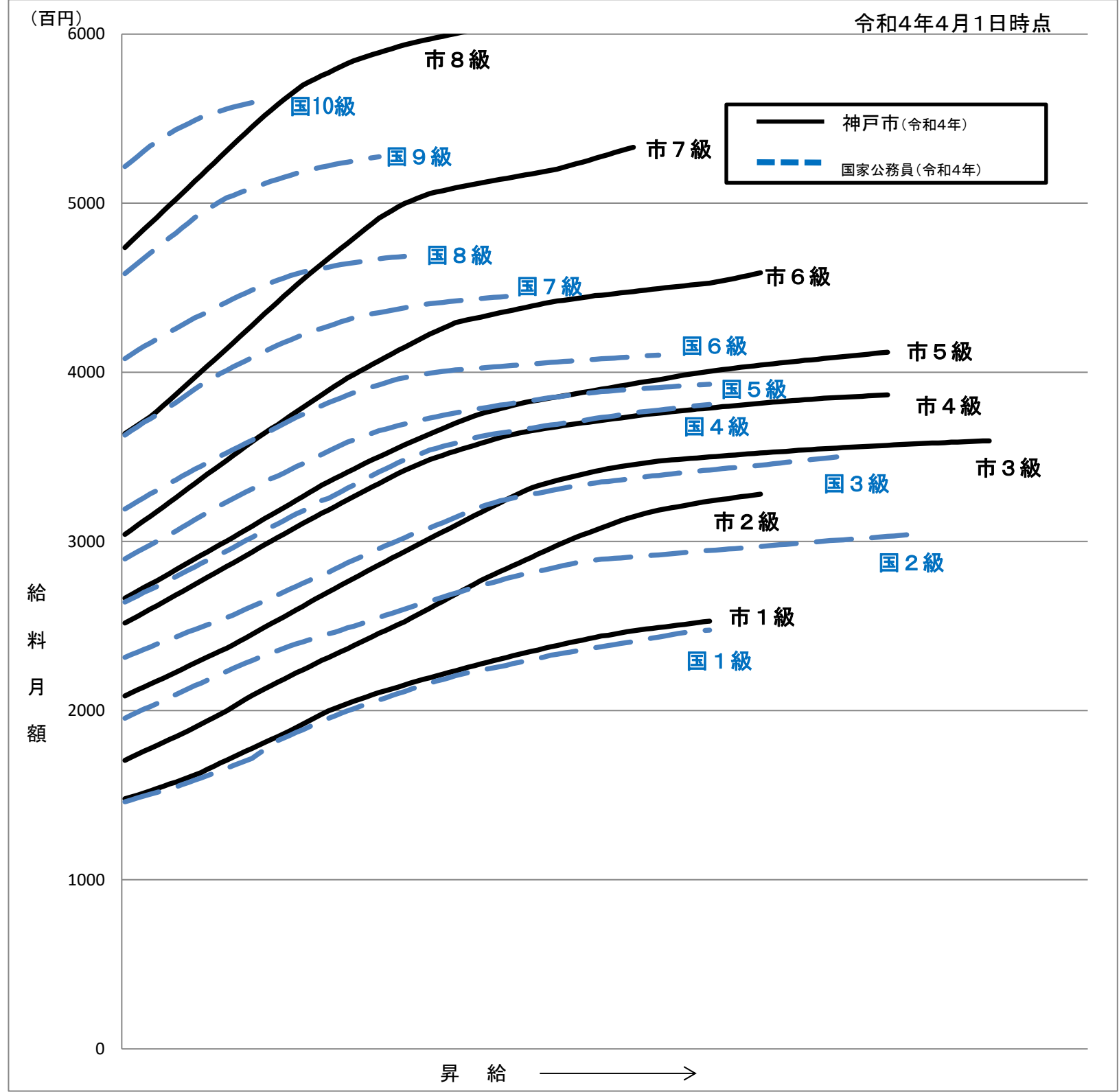
一般職職員の給料月額、行政、消防、教育などの職種に応じた給料表によって定められています。それぞれの給料表には、職務の内容と責任の度合いに応じて、いくつかの級が設けられています。一般行政職を例に、各級の代表的な職名と職員数を表すと次のようになります。

区 分	代 表 的 な 職 名	職 員 数	構 成 比	1 号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	係員（定型的な業務を行う職務）	262 人	4%	147,900円	252,900円
2 級	係員（相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務）	922 人	15%	170,600円	328,000円
3 級	係員（高度の知識又は経験を必要とし、係又はこれに準ずる組織において重要な業務を行う職務）	2,189 人	35%	208,700円	359,500円
4 級	係長補佐（特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な業務を行うとともに、係長又は担当係長を補佐する職務）	642 人	10%	251,800円	386,700円
5 級	係長	1,394 人	23%	266,500円	411,900円
6 級	課長	577 人	9%	304,200円	458,900円
7 級	部長	149 人	2%	363,800円	533,100円
8 級	局長， 区長	49 人	1%	473,800円	606,700円

(注) 1 神戸市職員の給与に関する条例に基づく、行政職給料表の級区分による職員数です。
2 平成19年度より、9級制から8級制に移行しています。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和4年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況(神戸市)

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況（令和4年4月1日現在）

職員には、給料のほか、次のような手当があります。

(1)期末手当・勤勉手当

期末・勤勉手当とは、民間企業のボーナスにあたるものです。期末手当は職員の在職期間に応じ、 また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。

神戸市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,690 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,693 千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35) 月分 (0.90) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35) 月分 (0.90) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20％ ・管理職加算 管理職手当×60～100％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～20％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％

（注） 支給割合の（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（神戸市）

令和4年度中における運用		神戸市		国	
		管理職員	一般職員	特定管理	一般職員
イ 人事評価を実施した		○	○	○	○
	標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
	標準に加え、上位の成績率も適用				
	標準に加え、下位の成績率も適用				
	標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない					

(2)退職手当

退職手当は、退職時に支給される一時金であり、退職時の給料月額に退職事由（自己都合、勸奨、定年など）に応じた支給率（月数）を乗じて算出しています。平成19年度より制度を見直し、国に準じ、職責に応じて加算される制度を導入しています。
（支給率の見直し等）

- ・退職時特別昇給の廃止（平成16年10月）
- ・支給率の引下げ

最高限度の引下げ（平成16年度）や、自己都合退職及び勤続20年以下の勸奨・定年退職の支給率の引下げ（平成19年度）を行いました。

平成25年4月から平成27年4月にかけて、段階的に支給率を49.59月まで引き下げる見直しを行ってきました。

また、平成30年4月からは支給率を47.709月まで引下げを行っています。

神戸市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	35.991月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	なし		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
退職時特別昇給	なし		退職時特別昇給	なし	
1人当たり平均支給額	自己都合退職	1,816 千円	—		
(令和3年度)	定年・勸奨退職	21,375 千円			

(3)地域手当

地域手当は、民間における賃金、物価等が高い地域に勤務する職員に支給されている手当です。

支給実績（令和３年度決算）			9,960,593 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）			505,075 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区内勤務者	20.0 %	36 人	20 %
医師又は歯科医師	16.0 %	13 人	16 %
上記以外	12.0 %	19,672 人	神戸市内勤務者は神戸市と同じ（12%）

(4)特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務を行う職員に対して支給されている手当です。固定的な給料では、勤務の特殊性を反映することが、制度上難しいことから、国家公務員と同様に支給されている手当です。

神戸市では、手当の総合的な点検を行い、平成18年度より127業務に支給していた手当を36業務へと見直しました。その後も引き続き見直しを行い、令和４年４月１日現在の手当数は30手当です。

支給実績（令和３年度決算）			964,359 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）			197,980 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和３年４月）			24.7 %	
支給実績（令和２年度決算）			890,257 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和２年度決算）			279,253 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和２年４月）			16.9 %	
手当の種類（手当数）			30 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和３年度決算）	左記職員に対する 支給単価（円）
市税等徴収業務手当	行財政局税務部に勤務する職員	庁舎外で納税者と面談して行う市税、国民健康保険料、介護保険料若しくは後期高齢者医療保険料の滞納徴収業務又は課税調査業務	255 千円	日額 200
国民健康保険料徴収業務手当	保険年金医療課に勤務する職員	国民健康保険料の滞納徴収のための納付交渉業務	1,373 千円	日額 200
ケースワーク業務手当	保護課に勤務する職員	要保護者の生活扶助等のケースワーク業務	27,067 千円	日額 500
こども家庭センター相談支援業務手当	こども家庭センターに勤務する職員	一時保護、相談、指導、判定及び調査業務	22,036 千円	日額 1,000
児童発達支援センター療育手当	総合療育センター等に勤務する職員	児童の整肢指導・言語訓練・生活指導等の療育業務	806 千円	日額 250
特別支援学校介助業務手当	特別支援学校に勤務する職員	児童の介助業務	926 千円	日額 250
児童自立支援業務手当	若葉学園に勤務する職員	寮舎管理業務 入所児童の訓練指導業務 無断外出した児童の出張補導業務	3,428 千円	月額 20,000 日額 450 １回 300
行旅死病人引取手当	区役所保健福祉部に勤務する職員	行旅死亡人の引取業務 行旅病人の引取業務	0 千円	１件 500 １件 250
食肉衛生検査業務手当	食肉衛生検査所に勤務する職員	食肉の衛生検査業務	1,477 千円	日額 700
感染症予防業務手当	感染症の発生の予防及びまん延の防止に係る業務に従事する職員	感染症の発生の予防及びまん延の防止に係る業務	120,473 千円	日額 4,000 ～300
鳥獣捕獲業務手当	経済観光局に勤務する職員	「神戸市鳥獣被害防止計画」に定める対象鳥獣の捕獲のために山間部で行う業務に従事する者	1 千円	日額 450
食肉市場管理業務手当	西部市場に勤務する職員	食肉市場内の管理・保安・衛生業務	105 千円	日額 700
切迫とさつ業務手当	食肉衛生検査所に勤務する職員	切迫とさつ業務	74 千円	日額 500
清掃工場業務手当	クリーンセンターに勤務する技術職員	ごみの焼却・処分・施設の保全業務	3,183 千円	日額 700
犬猫等放置死体処理手当	環境局事業所に勤務する職員	犬・猫等の放置死体の処理業務	0 千円	１件 250
下水処理場汚泥処理業務手当	水環境センターに勤務する技術職員	汚泥の処理業務	8,746 千円	日額 500

下水道管路維持業務手当	水環境センターに勤務する技術職員	下水道管路の維持業務	530 千円	日 額	200
船長等業務手当	船長・機関長・航海士・機関士	船長・機関長の業務	71 千円	日 額	150
粉じん作業手当	都市局又は港湾局に勤務する職員	粉じん下での業務	0 千円	日 額	150
有害物等取扱手当	公害防止業務に従事する職員	有害物・危険物を直接取り扱う業務	117 千円	日 額	200
高所作業手当	建設事務所等に勤務する職員	地上10m以上の足場の不安定な箇所での業務	306 千円	日 額	250
電気主任技術者業務手当	電気主任技術者	電気事業法に規定されている主任技術者の業務	755 千円	日 額	150
用地交渉等業務手当	用地交渉業務に従事する職員	勤務公署外において地権者等と面談して行う建築物の移転・除却・損失補償に係る業務	105 千円	日 額	300
夜間業務手当	夜間業務を行う職員	深夜時間帯における業務	22,245 千円	1 回	1,600 ～250
児童保護業務緊急対応待機手当	こども家庭センターに勤務する職員	児童保護業務に係る緊急対応のために待機を命ぜられたもの	3,133 千円	1回	700
災害待機手当	災害対応に従事する職員	防災指令に基づく業務（正規の勤務時間以外における部内伝達等）	18,744 千円	1 回	6,500 ～2,750
消防職員手当	消防職員	ヘリコプターの操縦業務等	320,574 千円	月 額 日 額	131,000 ～150
教育委員会職員手当	校長・教頭・教諭等	指導主事業務等	391,967 千円	月 額 日 額	89,000 ～900
海外派遣手当	外国に所在する公署に勤務する職員	外国に所在する公署における業務	15,862 千円	職務の級や勤務地に 応じて定める額	
遺体取扱手当	養護老人ホームに勤務する介護業務員	入所者の遺体取扱業務	0 千円	1 体	1,750

(5)時間外勤務手当

支給実績（令和３年度決算）	6,061,432 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	575,799 円
支給実績（令和２年度決算）	5,480,773 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和２年度決算）	519,062 円

- （注） 1 金額には休日勤務手当、夜間勤務手当を含みます。
- 2 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6)その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度	支給実績 (令和３年度決算)	支給職員 １人当たり 平均支給年額 (令和３年度決算)
扶養手当	主として職員の扶養を受けている扶養親族のある者に対して支給 配偶者 6,500円 子 12,000円 父母等 6,500円 ※16～22歳の子がいる場合 子1人につき5,000円を加算	異なる	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※16～22歳の子がいる場合 子1人につき5,000円を加算	2,085,255千円	272,511円
住居手当	住居費用を負担している者（世帯主）に支給 持家等 ・市内居住者 4,000円 ・市外居住者 なし 借家又は借間 ・市内居住者 19,000円 ・市外居住者 15,000円	異なる	賃貸住宅居住者家賃の額に応じ 28,000円を限度に支給	1,230,529千円	108,868円
通勤手当	通勤のためバス・電車など交通機関および自動車など交通用具を利用する者に支給 交通機関利用者（電車・バスなど） 運賃相当額 ※支給限度額55,000円/月、6か月定期券などの価額による一括支給を基本とする 交通用具利用者（車など） 10km未満4,400円、 10～15km未満7,100円、 15～20km未満10,000円、 20～25km未満12,900円、 25～30km未満15,800円、 30～35km未満18,700円、 35～40km未満21,600円、 40～45km未満24,400円、 45～50km未満26,200円、 50～55km未満28,000円、 55～60km未満29,800円、 60km以上31,600円	異なる	通勤のためバス・電車など交通機関および自動車など交通用具を利用する者に支給 交通機関利用者（電車・バスなど） 運賃相当額 ※支給限度額55,000円/月、6か月定期券などの価額による一括支給を基本とする 交通用具利用者（車など） 5km未満2,000円、 5～10km未満4,200円、 10～15km未満7,100円、 15～20km未満10,000円、 20～25km未満12,900円、 25～30km未満15,800円、 30～35km未満18,700円、 35～40km未満21,600円、 40～45km未満24,400円、 45～50km未満26,200円、 50～55km未満28,000円、 55～60km未満29,800円、 60km以上31,600円 異動などに伴い新幹線などを利用することが必要となった職員などに対し、特急料金などの1/2の額を20,000円を限度として加算	2,851,805千円	158,231円

産業教育手当	高等学校において実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する教諭などに対して、給料月額6/100又は10/100を支給			22,358千円	333,703円
定時制教育手当	高等学校の定時制教育に本務として従事する教諭などに対して、給料月額8/100又は10/100を支給			39,150千円	337,501円
教員特別手当	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭などに対して、8,200円の範囲内で支給			495,242千円	60,300円
管理職手当	管理または監督の地位にある者に対して、職務・職責に応じて支給 ・局長級 131,000円～139,000円 ・部長級 107,000円～117,000円 ・課長級 89,000円 等	異なる	(俸給の特別調整額) 管理または監督の地位にある者に対して、組織・官職に応じて46,300円～139,300円を支給	1,459,542千円	992,211円
初任給調整手当	医師および歯科医師など、専門的知識を必要とする職に新たに採用された者に対して、採用後一定期間支給	異なる	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職に採用された者に対し、採用後一定期間支給	25,969千円	148,393円
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられ、勤務した者に対して、1時間当りの給与額の135/100を勤務時間数に応じて支給	同じ	—	4 (5) 時間外勤務手当を参照	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜時間帯（午後10時から翌日の午前5時の間）に勤務した者に対して、1時間当りの給与額の25/100を勤務時間数に応じて支給	同じ	—	4 (5) 時間外勤務手当を参照	
宿日直手当	宿直勤務または日直勤務を命ぜられ、勤務した者に対して、勤務1回につき4,400円の範囲内で支給	同じ	—	2,924千円	162,460円
管理職員特別勤務手当	課長級以上の職員で、臨時・緊急の必要、公務運営の必要により週休日（勤務時間が割り振られていない日）または休日などに4時間以上勤務した者に対して、勤務1回につき12,000円の範囲内で支給。6時間以上勤務した場合は、150/100を乗じて得た額を支給 また、災害への対処その他臨時・緊急の必要により、平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した者（※前日から引き続き勤務を含め1時間以上勤務）に対して、勤務1回につき6,000円の範囲内で支給。	異なる	管理職員が臨時・緊急の必要性、公務運営の必要により週休日または休日などに勤務した者に対して、勤務1回につき18,000円の範囲内で支給。6時間以上勤務した場合は、150/100を乗じて得た額を支給	45,300千円	83,426円
単身赴任手当	神戸市の区域外の勤務公署へ、異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする者に基本額30,000円と距離に応じた加算額を支給 加算額：職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じた額 100～ 300km未満 8,000円 300～ 500km未満16,000円 500～ 700km未満24,000円 700～ 900km未満32,000円 900～1,100km未満40,000円 1,100～1,300km未満46,000円 1,300～1,500km未満52,000円 1,500～2,000km未満58,000円 2,000～2,500km未満64,000円 2,500km以上70,000円	同じ	—	6,864千円	624,000円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分			給 料	月 額	等
給 料	市 長 副 市 長		1,128,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
			(1,410,000 円)	1,599,000 円 / 500,000 円	
			943,500 円	1,285,000 円 / 841,500 円	
			(1,110,000 円)		
報 酬	議 長		1,140,000 円	1,179,000 円 / 779,000 円	
	副 議 長		1,040,000 円	1,061,000 円 / 703,000 円	
	議 員		930,000 円	953,000 円 / 648,000 円	
期 末 手 当	市 長		(令和3年度支給割合)		
	副 市 長		4.25 月分		
	議 長		(令和3年度支給割合)		
	副 議 長 員		4.25 月分		
退 職 手 当	市 長 副 市 長		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
			1,410,000 × 在職月数 × 0.62	25,176,960 円	} 任期毎に支給
				(41,961,600)	
			1,110,000 × 在職月数 × 0.50	21,312,000 円	
		(26,640,000)			

- (注) 1 給料については、市長20%、副市長15%、期末手当については、市長30%、副市長15%の減額措置を行っております。給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。
- 3 退職手当については、市長40%、副市長20%の減額措置を行っております。退職手当の()内は、減額措置を行う前の金額です。

6 職員数の状況

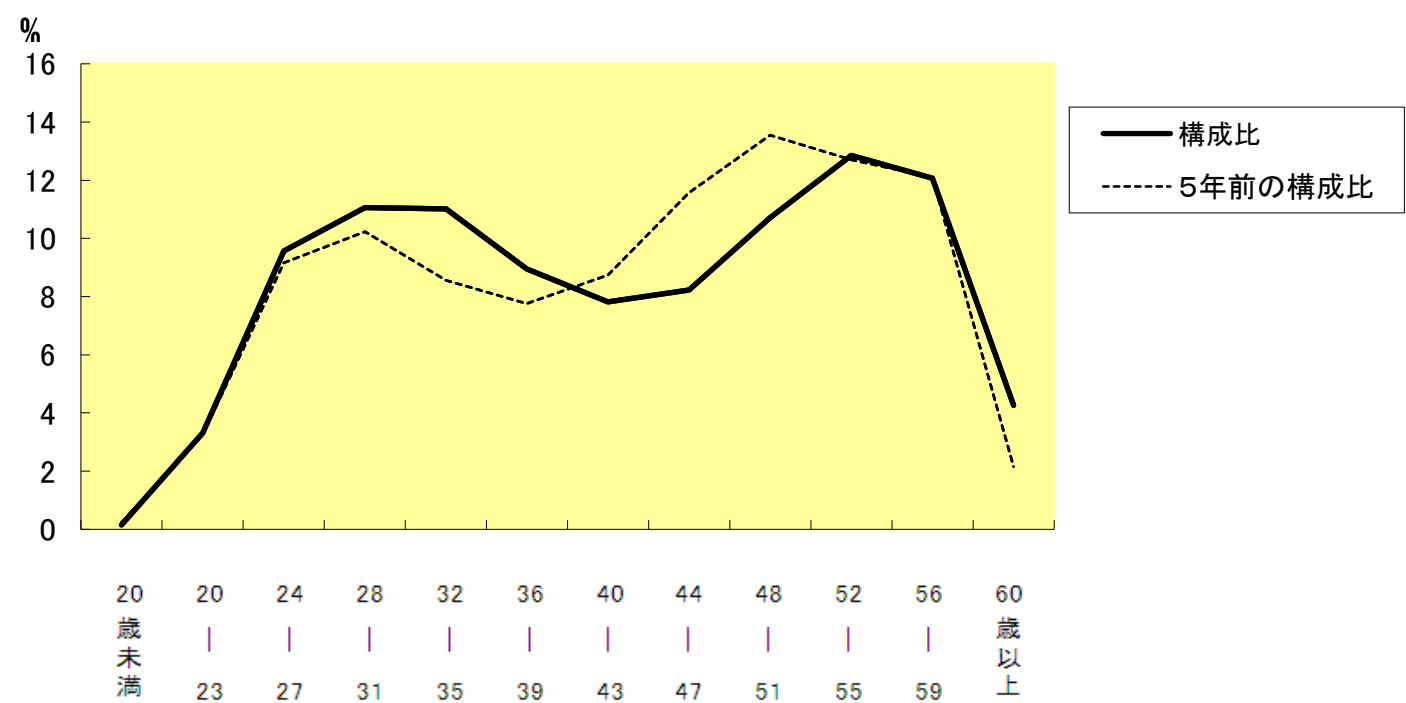
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年 4 月 1 日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和 3 年	令和4年		
一般行政部門	議 会	33	32	△ 1	〔減〕課統合による区役所業務の効率化 〔減〕税務事務の見直し 〔減〕建設事務所への電話受付業務の見直し 〔減〕社会福祉施設における業務委託等 〔増〕新型コロナウイルス感染症対策部署への増員	
	総 務	1,570	1,541	△ 29		
	税 務	500	482	△ 18		
	労 働	8	9	1		
	農 林 水 産	90	95	5		
	商 工	136	137	1		
	土 木	1,309	1,257	△ 52		
	民 生	2,620	2,585	△ 35	〔増〕新型コロナウイルス感染症対策部署への増員	
	衛 生	1,550	1,662	112		
	小 計	7,816	7,800	△ 16	<参考> 人口 1 万当たり職員数 51.47人 （類似団体の人口1万当たり職員数 46.24人）	
特別行政部門	教 育	9,584	9,607	23		
	警 察	—	—	—		
	消 防	1,500	1,491	△ 9		
	小 計	11,084	11,098	14	<参考> 人口 1 万当たり職員数 73.23人	
公営企業等会計部門	病 院	487	457	△ 30	〔減〕派遣職員の引き上げ及び固有職員化 〔減〕センター業務の執行体制見直し及び集約化	
	水 道	632	583	△ 49		
	交 通	960	978	18		
	下 水 道	320	311	△ 9		
	そ の 他	509	492	△ 17		
	小 計	2,908	2,821	△ 87		
合 計		21,808 [20,604]	21,719 [20,488]	△ 89 [△116]	<参考> 人口 1 万当たり職員数 143.33人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	33人	718人	2,079人	2,401人	2,393人	1,945人	1,697人	1,788人	2,325人	2,791人	2,622人	927人	21,719人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 別 \ 年度	2 9 年	3 0 年	3 1 年	2 年	3 年	4 年	過去 5 年間の増減数(率)
一般行政	7,912	7,914	7,893	7,852	7,816	7,800	▲ 112 (▲ 1.4 %)
教 育	8,711	8,795	8,762	8,707	9,584	9,607	896 (9.3 %)
消 防	1,465	1,462	1,485	1,499	1,500	1,491	26 (1.7 %)
普通会計計	18,088	18,171	18,140	18,058	18,900	18,898	810 (4.3 %)
公営企業等会計計	3,104	3,070	3,045	2,978	2,908	2,821	▲ 283 (▲ 10.0 %)
総合計	21,192	21,241	21,185	21,036	21,808	21,719	527 (2.4 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業(水道局)

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和3年度	千円 31,372,705	千円 3,129,959	千円 4,623,401	% 14.7	% 17.3

- (注) 1 職員給与費には、退職手当、法定福利費を含みます。
2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費817,515千円を含みません。

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	人 588	千円 2,480,678	千円 1,005,944	千円 1,000,901	千円 4,487,523	千円 7,632	千円 6,499

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は令和4年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員(短時間勤務)）を含み、会計年度任用職員を含んでいません。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

イ 特記事項

職員数削減の取り組みなど（P.2の冒頭の文章を参照）

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
神戸市(水道事業)	49.3 歳	386,208 円	590,733 円
政令指定都市(水道事業)平均	46.5 歳	359,973 円	540,544 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
3 平均年齢の政令指定都市平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況(令和4年4月1日現在)

職員には、給料のほか、次のような手当があります。

ア 期末手当・勤勉手当

期末・勤勉手当とは、民間企業のボーナスにあたるものです。期末手当は職員の在職期間に応じ、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。

神戸市（水道事業）	神戸市（公営企業以外）
1人当たり平均支給額(令和3年度)	1人当たり平均支給額（令和3年度）
1,657 千円	1,690 千円
(令和3年度支給割合)	神戸市（水道事業）と同じ
期末手当 勤勉手当	
2.40 月分 1.90 月分 (1.35)月分 (0.9) 月分	
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有り	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当

退職手当は、退職時に支給される一時金であり、退職時の給料月額に退職事由（自己都合、勸奨、定年など）に応じた支給率（月数）を乗じて算出しています。

平成19年度より制度を見直し、国に準じ、職責に応じて加算される制度を導入しています。

また、市長等の部局と同様の見直し（P.9参照）を行いました。

神戸市（水道事業）			神戸市（公営企業以外）	
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	神戸市（水道事業）と同じ	
勤続２５年	28.0395月分	35.991月分		
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度	47.709月分	47.709月分		
その他の加算措置	なし			
退職時特別昇給	なし			
１人当たり平均支給額	普通退職	721 千円	普通退職	1,816 千円
（令和３年度）	定年・勸奨退職	19,850 千円	定年・勸奨退職	21,375 千円

ウ 地域手当

地域手当は、民間における賃金、物価等が高い地域に勤務する職員に支給されている手当です。

支給実績(令和3年度決算)			314,299 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			534,523 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	神戸市(公営企業以外)の支給率
東京都特別区内勤務者	20.0 %	1 人	20.0 %
上記以外の地域	12.0 %	588 人	12.0 %

エ 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務を行う職員に対して支給されている手当です。固定的な給料では、勤務の特殊性を反映することが、制度上難しいことから、公営企業以外の職員と同様に支給されている手当です。

令和4年4月現在の手当一覧は次のとおりです。

支給実績(令和3年度決算)			10,276 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			40,141 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年4月)			43.5 %	
手当の種類(手当数)			5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する 支給単価(円)
危険作業手当	ずい道、高所等で作業・監督等の業務に従事した職員	ずい道、高所等での作業・監督等の業務	390 千円	日額 250
深夜業務手当	午後5時30分から翌日午前8時45分まで水栓操作、水量観測等の業務に従事した職員	午後5時30分から翌日午前8時45分までの水栓操作、水量観測等の業務	8,989 千円	1回 4,900
特務手当	変則勤務を主たる勤務とする職員に代って変則勤務に従事した職員 等	補水業務 等	30 千円	日額 250
停水手当	停水業務に従事した職員	停水業務	305 千円	日額 1,500
災害待機手当	災害対応に従事する職員	防災指令に基づく業務(正規の勤務時間以外における部内伝達等)	279 千円	1回 6,500 ～2,750

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	258,447 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	439,536 円
支給実績(令和2年度決算)	290,275 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	454,264 円

- (注) 1 金額には、休日勤務手当、夜間勤務手当を含みます。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	神戸市(公営企業以外)の制度との異同	神戸市(公営企業以外)の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	主として職員の扶養を受けている扶養親族のある者に対して支給 配偶者 6,500円 子 12,000円 父母等 6,500円 ※16～22歳の子がいる場合 子1人につき5,000円を加算	同じ	—	99,563 千円	261,320 円
住居手当	住居費用を負担している者(世帯主)に支給 持家等 ・市内居住者 4,000円 ・市外居住者 なし 借家又は借間 ・市内居住者 19,000円 ・市外居住者 15,000円	同じ	—	32,869 千円	80,364 円
通勤手当	通勤のためバス・電車など交通機関および自動車など交通用具を利用する者に支給 交通機関利用者(電車・バスなど) 運賃相当額 ※支給限度額55,000円/月、6か月定期券などの価額による一括支給を基本とする 交通用具利用者(車など) 10km未満4,400円、 10～15km未満7,100円、 15～20km未満10,000円、 20～25km未満12,900円、 25～30km未満15,800円、 30～35km未満18,700円、 35～40km未満21,600円、 40～45km未満24,400円、 45～50km未満26,200円、 50～55km未満28,000円、 55～60km未満29,800円、 60km以上31,600円	同じ	—	102,297 千円	158,600 円
管理職手当	管理または監督の地位にある者に対して、職務・職責に応じて支給 ・局長級 131,000円～139,000円 ・部長級 107,000円～117,000円 ・課長級 89,000円 等	同じ	—	39,259 千円	1,061,054 円
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられ、勤務した者に対して、1時間当りの給与額の135/100を勤務時間数に応じて支給	同じ	—	7(1)③オ 時間外勤務手当を参照	
夜間勤務手当	深夜時間帯(午後10時から翌日の午前5時の間)に勤務した者に対して、1時間当りの給与額の25/100を勤務時間数に応じて支給	同じ	—	7(1)③オ 時間外勤務手当を参照	

宿日直手当	特定の事業所において勤務する職員に 平日の待機勤務1回11,500円 休日の待機勤務1回12,500円	異なる	勤務1回につき 4,400円の範囲 内で支給。	111,231 千円	450,328 円
管理職員特別 勤務手当	課長級以上の職員で、臨時・緊急の必要、公務運 営の必要により週休日（勤務時間が割り振られてい ない日）または休日などに4時間以上勤務した者に 対して、勤務1回につき12,000円の範囲内で支給。 6時間以上勤務した場合は、150/100を乗じて得た 額を支給 また、災害への対処その他臨時・緊急の必要によ り、平日の午前0時から午前5時までの間に勤務し た者（※前日から引き続く勤務を含め1時間以上勤 務）に対して、勤務1回につき6,000円の範囲内で 支給。	同じ	—	166 千円	23,714 円
単身赴任手当	神戸市の区域外の勤務公署へ、異動等に伴い転 居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者 と別居し、単身で生活することを常況とする者に基 本額30,000円と距離に応じた加算額を支給 加算額：職員の住居と配偶者の住居との間の交通 距離に応じた額 100～ 300km未満 8,000円 300～ 500km未満16,000円 500～ 700km未満24,000円 700～ 900km未満32,000円 900～1,100km未満40,000円 1,100～1,300km未満46,000円 1,300～1,500km未満52,000円 1,500～2,000km未満58,000円 2,000～2,500km未満64,000円 2,500km以上70,000円	同じ	—	0 千円	0 円

(2) 工業用水道事業(水道局)

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和3年度	千円 1,400,005	千円 178,797	千円 196,227	% 14.0	% 20.7

- (注) 1 職員給与費には、退職手当、法定福利費を含みます。
2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費12,313千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	人 22	千円 87,653	千円 33,262	千円 35,522	千円 156,437	千円 7,111	千円 6,664

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は令和4年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員(短時間勤務)）を含み、会計年度任用職員を含んでいません。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

イ 特記事項

職員数削減の取り組みなど（P.2の冒頭の文章を参照）

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
神戸市(工業用水道事業)	53.2 歳	382,373 円	588,620 円
政令指定都市(工業用水道事業)平均	46.6 歳	374,725 円	553,513 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
3 平均年齢の政令指定都市平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況(令和4年4月1日現在)

職員には、給料のほか、次のような手当があります。

ア 期末手当・勤勉手当

期末・勤勉手当とは、民間企業のボーナスにあたるものです。期末手当は職員の在職期間に応じ、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。

神戸市(工業用水道事業)	神戸市(公営企業以外)
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,615 千円	1人当たり平均支給額 (令和3年度) 1,690 千円
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分	神戸市(工業用水道事業)と同じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有り	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当

退職手当は、退職時に支給される一時金であり、退職時の給料月額に退職事由（自己都合、勸奨、定年など）に応じた支給率（月数）を乗じて算出しています。

平成19年度より制度を見直し、国に準じ、職責に応じて加算される制度を導入しています。

また、市長等の部局と同様の見直し（P.9参照）を行いました。

神戸市(工業用水道事業)			神戸市(公営企業以外)	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	神戸市(工業用水道事業)と同じ	
勤続25年	28.0395月分	35.991月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度	47.709月分	47.709月分		
その他の加算措置		なし		
退職時特別昇給		なし		
1人当たり平均支給額	普通退職	251 千円	普通退職	1,816 千円
(令和3年度)	定年・勸奨退職	18,445 千円	定年・勸奨退職	21,375 千円

ウ 地域手当

地域手当は、民間における賃金、物価等が高い地域に勤務する職員に支給されている手当です。

支給実績(令和3年度決算)			10,927 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			496,668 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	神戸市(公営企業以外)の支給率
東京都特別区内勤務者	20 %	0 人	20 %
上記以外の地域	12 %	22 人	12 %

エ 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務を行う職員に対して支給されている手当です。固定的な給料では、勤務の特殊性を反映することが、制度上難しいことから、公営企業以外の職員と同様に支給されている手当です。

令和4年4月現在の手当一覧は次のとおりです。

支給実績(令和3年度決算)			3,679 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			216,429 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年4月)			77.3 %	
手当の種類(手当数)			5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する 支給単価(円)
危険作業手当	ずい道、高所等で作業・監督等の業務に従事した職員	ずい道、高所等での作業・監督等の業務	65 千円	日額 250
深夜業務手当	午後5時30分から翌日午前8時45分まで水栓操作、水量観測等の業務に従事した職員	午後5時30分から翌日午前8時45分までの水栓操作、水量観測等の業務	3,582 千円	1回 4,900
特務手当	変則勤務を主たる勤務とする職員に代って変則勤務に従事した職員 等	補水業務 等	25 千円	日額 250
停水手当	停水業務に従事した職員	停水業務	0 千円	日額 1,500
災害待機手当	災害対応に従事する職員	防災指令に基づく業務（正規の勤務時間以外における部内伝達等）	9 千円	1回 6,500 ～2,750

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	8,998 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	409,000 円
支給実績(令和2年度決算)	9,603 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	436,500 円

- (注) 1 金額には、休日勤務手当、夜間勤務手当を含みます。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	神戸市(公営 企業以外)の 制度との異同	神戸市(公営企 業以外)の制度 と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	主として職員の扶養を受けている扶養親族のある者に対して支給 配偶者 6,500円 子 12,000円 父母等 6,500円 ※16～22歳の子がいる場合 子1人につき5,000円を加算	同じ	—	3,403 千円	212,688 円
住居手当	住居費用を負担している者(世帯主)に支給 持家等 ・市内居住者 4,000円 ・市外居住者 なし 借家又は借間 ・市内居住者 19,000円 ・市外居住者 15,000円	同じ	—	1,134 千円	66,706 円
通勤手当	通勤のためバス・電車など交通機関および自動車など交通用具を利用する者に支給 交通機関利用者(電車・バスなど) 運賃相当額 ※支給限度額55,000円/月、6か月定期券などの価額による一括支給を基本とする 交通用具利用者(車など) 10km未満4,400円、 10～15km未満7,100円、 15～20km未満10,000円、 20～25km未満12,900円、 25～30km未満15,800円、 30～35km未満18,700円、 35～40km未満21,600円、 40～45km未満24,400円、 45～50km未満26,200円、 50～55km未満28,000円、 55～60km未満29,800円、 60km以上31,600円	同じ	—	3,456 千円	164,571 円
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられ、勤務した者に対して、1時間当りの給与額の135/100を勤務時間数に応じて支給	同じ	—	7(2)③オ 時間外勤務手当を参照	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜時間帯(午後10時から翌日の午前5時の間)に勤務した者に対して、1時間当りの給与額の25/100を勤務時間数に応じて支給	同じ	—	7(2)③オ 時間外勤務手当を参照	

7 公営企業職員の状況

(3)自動車事業(交通局)

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和2年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和3年度	千円 11,135,919	千円 △ 1,836,258	千円 3,458,826	% 31.1	% 33.6

(注) 職員給与費には、退職手当、法定福利費を含みます。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	人 375	千円 1,301,452	千円 808,110	千円 508,803	千円 2,618,365	千円 6,982	千円 6,565

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は令和4年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員(短時間勤務)）を含み、会計年度任用職員を含んでいません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

イ 特記事項

職員数削減の取り組みなど（P.2の冒頭の文章を参照）

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
神戸市（自動車事業）	51.9 歳	350,593 円	542,739 円
政令指定都市（バス事業）平均	48.7 歳	326,719 円	543,759 円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

3 平均年齢の政令指定都市平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

(うちバス事業運転手)

区 分	平 均 年 齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)
神戸市	54.6 歳	230 人	350,737 円	533,125 円
政令指定都市平均	49.0 歳	508 人	315,875 円	530,498 円

(参考) 民間給与等との比較

総務省通知「「地方公共団体における職員給与等の公表について」の一部改正について」(平成19年9月7日付け総行給第78号)に基づき、定められた様式により、本市職員のデータを総務省提供の民間の公表データと比較したものです。

民間			参考			
対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	A/B	年収ベース		
				神戸市 (C)	民間 (D)	C/D
バス運転者	49.6 歳	391,600 円	1.36	6,397,500 円	4,699,600 円	1.36

※ 団体平均は、鉄道事業（運転手以外の職種を含む。）に係る値です。

※ 民間企業の従業員の状況は、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」の兵庫県の民間企業における平成31年～令和3年の3ヶ年平均です。

※ データに関しては、本市の職員については正規職員のみであるのに対し、民間企業の従業員については正規以外の職員を含んでいるなど、職種、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「神戸市（C）」のデータは、平均月収額を12倍したものです。

③ 職員の手当の状況(令和4年4月1日現在)

職員には、給料のほか、次のような手当があります。

ア 期末手当・勤勉手当

期末・勤勉手当とは、民間企業のボーナスにあたるものです。期末手当は職員の在職期間に応じ、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。

神戸市（自動車事業）		神戸市（公営企業以外）	
1人当たり平均支給額（令和３年度）		1人当たり平均支給額（令和３年度）	
1,462 千円		1,690 千円	
（令和３年度支給割合）		神戸市（自動車事業）と同じ	
期末手当	勤勉手当		
2.40 月分	1.90 月分		
（ 1.35 ）月分	（ 0.90 ）月分		
（加算措置の状況）		神戸市（自動車事業）と同じ	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有り			

(注) 支給割合の（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当

退職手当は、退職時に支給される一時金であり、退職時の給料月額に退職事由（自己都合、勸奨、定年など）に応じた支給率（月数）を乗じて算出しています。

平成19年度より制度を見直し、国に準じ、職責に応じて加算される制度を導入しています。

また、市長等の部局と同様の見直し（P.9参照）を行いました。

神戸市（自動車事業）			神戸市（公営企業以外）	
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.58688月分	神戸市（自動車事業）と同じ	
勤続25年	28.0395月分	35.991月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度	47.709月分	47.709月分		
その他の加算措置	なし			
退職時特別昇給	なし			
1人当たり平均支給額	自己都合退職	3,121 千円	自己都合退職	1,816 千円
（令和3年度）	定年・勸奨退職	17,310 千円	定年・勸奨退職	21,375 千円

ウ 地域手当

地域手当は、民間における賃金、物価および生計費が高い地域に勤務する職員に支給されている手当です。

支給実績（令和３年度決算）			163,474 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）			469,755 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	神戸市（公営企業以外）の支給率
東京都特別区内勤務者	20 %	0 人	20 %
上記以外の地域	12 %	375 人	12 %

エ 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務を行う職員に対して支給されている手当です。固定的な給料では、勤務の特殊性を反映することが、制度上難しいことから、公営企業以外の職員と同様に支給されている手当です。

令和4年4月1日現在の手当一覧は次のとおりです。

支給実績(令和3年度決算)			12,273 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			35,268 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和３年４月）			44.5 %	
手当の種類（手当数）			3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する 支給単価(円)
特別手当	事業上生じた事故(現場処理を除く) 渉外折衝事務等に従事した職員	事業上生じた事故(現場処理を除く) 渉外折衝事務	0 千円	1回 70～175
変則勤務手当	一昼夜交替勤務等に従事した職員	一昼夜交替勤務等	11,172 千円	1回 50～275
災害待機手当	災害対応に従事する職員	防災指令に基づく業務（正規の勤務時間以外における部内伝達等）	0 千円	1回 6,500 ～2,750

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和３年度決算）	495,408 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	1,423,595 円
支給実績（令和２年度決算）	515,462 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和２年度決算）	1,415,456 円

- （注） 1 金額には、休日勤務手当、夜間勤務手当を含みます。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	神戸市（公営企業以外）の制度との異同	神戸市（公営企業以外）の制度と異なる内容	支給実績（令和３年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）
扶養手当	主として職員の扶養を受けている扶養親族のある者に対して支給 配偶者 ６,500円 子 12,000円 父母等 ６,500円 ※16～22歳の子がいる場合 子１人につき5,000円を加算	同じ	—	40,211千円	115,548円
住居手当	住居費用を負担している者（世帯主）に支給 持家等 ・市内居住者 ４,000円 ・市外居住者 なし 借家又は借間 ・市内居住者 19,000円 ・市外居住者 15,000円	同じ	—	16,070千円	46,178円
通勤手当	通勤のためバス・電車など交通機関および自動車など交通用具を利用する者に支給 交通機関利用者（電車・バスなど） 運賃相当額 ※支給限度額55,000円/月、6か月定期券などの価額による一括支給を基本とする 交通用具利用者（車など） 10km未満4,400円、 10～15km未満7,100円、 15～20km未満10,000円、 20～25km未満12,900円、 25～30km未満15,800円、 30～35km未満18,700円、 35～40km未満21,600円、 40～45km未満24,400円、 45～50km未満26,200円、 50～55km未満28,000円、 55～60km未満29,800円、 60km以上31,600円	同じ	—	56,511千円	162,387円
管理職手当	管理または監督の地位にある者に対して、職務・職責に応じて支給 ・局長級 131,000円～139,000円 ・部長級 107,000円～117,000円 ・課長級 89,000円 等	同じ	—	9,170千円	1,146,408円
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられ、勤務した者に対して、１時間当りの給与額の135/100を勤務時間数に応じて支給	同じ	—	７（３）③オ 時間外勤務手当を参照	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜時間帯（午後10時から翌日の午前5時の間）に勤務した者に対して、１時間当りの給与額の25/100を勤務時間数に応じて支給	同じ	—	７（３）③オ 時間外勤務手当を参照	

宿日直手当	宿直勤務または日直勤務を命ぜられ、勤務した者に対して、勤務1回につき4,400円の範囲内で支給	同じ	—	0千円	0円
管理職員 特別勤務手当	課長級以上の職員で、臨時・緊急の必要、公務運営の必要により週休日（勤務時間が割り振られていない日）または休日などに4時間以上勤務した者に対して、勤務1回につき12,000円の範囲内で支給。6時間以上勤務した場合は、150/100を乗じて得た額を支給 また、災害への対処その他臨時・緊急の必要により、平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した者（※前日から引き続く勤務を含め1時間以上勤務）に対して、勤務1回につき6,000円の範囲内で支給。	同じ	—	0千円	0円

(4) 高速鉄道事業(交通局)

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和2年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和3年度	千円 25,651,629	千円 △ 4,409,609	千円 5,930,008	% 23.1	% 25.5

- (注) 1 職員給与費には、退職手当、法定福利費を含みます。
2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費121,040千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	人 619	千円 2,352,351	千円 1,444,863	千円 982,684	千円 4,779,898	千円 7,722	千円 6,831

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は令和4年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員(短時間勤務)）を含み、会計年度任用職員を含んでいません。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

イ 特記事項

職員数削減の取り組みなど（P.2の冒頭の文章を参照）

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
神戸市（高速鉄道事業）	45.0 歳	356,393 円	599,082 円
政令指定都市（鉄道事業）平均	44.8 歳	340,388 円	565,571 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
3 平均年齢の政令指定都市平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

(うち鉄軌道事業運転手)

区 分	平 均 年 齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)
神戸市	45.9 歳	134 人	394,981 円	731,178 円

(参考) 民間給与等との比較

総務省通知「「地方公共団体における職員給与等の公表について」の一部改正について」(平成19年9月7日付け総行給第78号)に基づき、定められた様式により、本市職員のデータを総務省提供の民間の公表データと比較したものです。

民間			参考			
対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	A/B	年収ベース		
				神戸市 (C)	民間 (D)	C/D
鉄道運転従事者	40.0 歳	525,100 円	1.39	8,774,136 円	6,301,100 円	1.39

- ※ 団体平均は、鉄道事業（運転手以外の職種を含む。）に係る値です。
- ※ 民間企業の従業員の状況は、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」の民間企業における平成31年～令和3年の3ヶ年全国平均です。
- ※ データに関しては、本市の職員については正規職員のみであるのに対し、民間企業の従業員については正規以外の職員を含んでいるなど、職種、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「神戸市（C）」のデータは、平均月収額を12倍したものです。

③ 職員の手当の状況(令和4年4月1日現在)

職員には、給料のほか、次のような手当があります。

ア 期末手当・勤勉手当

期末・勤勉手当とは、民間企業のボーナスにあたるものです。期末手当は職員の在職期間に応じ、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。

神戸市（高速鉄道事業）	神戸市（公営企業以外）
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,578 千円	1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,690 千円
（令和3年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 1.90 月分 （ 1.35 ）月分 （ 0.90 ）月分	神戸市（高速鉄道事業）と同じ
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有り	

イ 退職手当

退職手当は、退職時に支給される一時金であり、退職時の給料月額に退職事由（自己都合、勸奨、定年など）に応じた支給率（月数）を乗じて算出しています。

平成19年度より制度を見直し、国に準じ、職責に応じて加算される制度を導入しています。

また、市長等の部局と同様の見直し（P.9参照）を行いました。

神戸市（高速鉄道事業）			神戸市（公営企業以外）	
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	神戸市（高速鉄道事業）と同じ	
勤続25年	28.0395月分	35.991月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度	47.709月分	47.709月分		
その他の加算措置		なし		
退職時特別昇給		なし		
1人当たり平均支給額	自己都合退職	0 千円	自己都合退職	1,816 千円
（令和3年度）	定年・勸奨退職	18,828 千円	定年・勸奨退職	21,375 千円

ウ 地域手当

地域手当は、民間における賃金、物価および生計費が高い地域に勤務する職員に支給されている手当です。

支給実績（令和３年度決算）			301,674 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）			475,636 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	神戸市（公営企業以外）の支給率
東京都特別区内勤務者	20 %	0 人	20 %
上記以外の地域	12 %	619 人	12 %

エ 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務を行う職員に対して支給されている手当です。固定的な給料では、勤務の特殊性を反映することが、制度上難しいことから、公営企業以外の職員と同様に支給されている手当です。

令和4年4月1日現在の手当一覧は次のとおりです。

支給実績(令和3年度決算)			35,477 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			55,232 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和３年４月）			77.9 %	
手当の種類（手当数）			3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する 支給単価(円)
特別手当	事業上生じた事故(現場処理を除く) 渉外折衝事務等に従事した職員	事業上生じた事故(現場処理を除く) 渉外折衝事務	1,430 千円	1回 70～175
変則勤務手当	一昼夜交替勤務等に従事した職員	一昼夜交替勤務等	34,479 千円	1回 50～275
災害待機手当	災害対応に従事する職員	防災指令に基づく業務（正規の勤務時間以外における部内伝達等）	0 千円	1回 6,500～2,750

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和３年度決算）	814,241 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	1,283,781 円
支給実績（令和２年度決算）	863,011 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和２年度決算）	1,343,556 円

- （注） 1 金額には、休日勤務手当、夜間勤務手当を含みます。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	神戸市（公営企業以外）の制度との異同	神戸市（公営企業以外）の制度と異なる内容	支給実績 (令和３年度決算)	支給職員１人当たり 平均支給年額 (令和３年度決算)
扶養手当	主として職員の扶養を受けている扶養親族のある者に対して支給 配偶者 6,500円 子 12,000円 父母等 6,500円 ※16～22歳の子がいる場合 子1人につき5,000円を加算	同じ	—	103,477千円	163,149円
住居手当	住居費用を負担している者(世帯主)に支給 持家等 ・市内居住者 4,000円 ・市外居住者 なし 借家又は借間 ・市内居住者 19,000円 ・市外居住者 15,000円	同じ	—	40,291千円	63,526円
通勤手当	通勤のためバス・電車など交通機関および自動車など交通用具を利用する者に支給 交通機関利用者(電車・バスなど) 運賃相当額 ※支給限度額55,000円/月、6か月定期券などの価額による一括支給を基本とする 交通用具利用者(車など) 10km未満4,400円、 10～15km未満7,100円、 15～20km未満10,000円、 20～25km未満12,900円、 25～30km未満15,800円、 30～35km未満18,700円、 35～40km未満21,600円、 40～45km未満24,400円、 45～50km未満26,200円、 50～55km未満28,000円、 55～60km未満29,800円、 60km以上31,600円	同じ	—	83,278千円	131,301円
管理職手当	管理または監督の地位にある者に対して、職務・職責に応じて支給 ・局長級 131,000円～139,000円 ・部長級 107,000円～117,000円 ・課長級 89,000円 等	同じ	—	24,821千円	1,134,120円
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられ、勤務した者に対して、1時間当りの給与額の135/100を勤務時間数に応じて支給	同じ	—	7（４）③オ 時間外勤務手当を参照	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜時間帯（午後10時から翌日の午前5時の間）に勤務した者に対して、1時間当りの給与額の25/100を勤務時間数に応じて支給	同じ	—	7（４）③オ 時間外勤務手当を参照	
宿日直手当	宿直勤務または日直勤務を命ぜられ、勤務した者に対して、勤務1回につき4,400円の範囲内で支給	同じ	—	0千円	0円
管理職員 特別勤務手当	課長級以上の職員で、臨時・緊急の必要、公務運営の必要により週休日（勤務時間が割り振られていない日）または休日などに4時間以上勤務した者に対して、勤務1回につき12,000円の範囲内で支給。 6時間以上勤務した場合は、150/100を乗じて得た額を支給 また、災害への対処その他臨時・緊急の必要により、平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した者（※前日から引き続き勤務を含め1時間以上勤務）に対して、勤務1回につき6,000円の範囲内で支給。	同じ	—	0千円	0円